

## インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第9回）

令和4年7月13日

【池田消費者行政第二課課長補佐】 定刻になりまして、構成員の皆様おそろいですので、始めさせていただきたいと思っております。本日もよろしくお願ひいたします。

では、改めまして、本日は構成員の皆様、オブザーバーの皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会、第9回会合を開催いたします。

本日、事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。

まず、事務局よりウェブ会議における開催上の注意事項について案内いたします。本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴の皆様におかれては、ウェブ会議システムで御参加いただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定としておりますので、音声設定を変更なさらないようお願いいたします。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名する方式で進めさせていただきます。御発言の際にはマイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。御発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに御連絡をいただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、本体資料として資料1、現状とりまとめ（案）、参考資料1及び2を用意しております。それぞれとりまとめ（案）の概要及び前回会合における構成員の皆様からの主な発言でございます。

注意事項は以上でございます。

続きまして、本会議に出席している幹部職員で、異動があった職員につきまして、順に紹介いたしますので、一言ずつ挨拶をお願いいたします。

まず、木村電気通信事業部長です。

【木村電気通信事業部長】 御紹介いただきました電気通信事業部長、木村でございます。6月28日付で事業部長を拝命いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、近藤総合通信基盤局総務課長です。

【近藤総務課長】 6月28日付で総務課長に着任いたしました近藤でございます。よろしく願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、飯村事業政策課長です。

【飯村事業政策課長】 同日付で事業政策課長に着任いたしました飯村でございます。よろしく願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 最後に、井上消費者行政第二課長です。

【井上消費者行政第二課長】 7月1日付で消費者行政第二課長に着任いたしました井上と申します。よろしく願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 以上で紹介を終わります。

それでは、これ以降の議事進行を曾我部座長にお願いしたいと存じます。曾我部座長、よろしく願いいたします。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。曾我部でございます。皆様方、どうもおはようございます。本日もよろしく願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。本日は、まずは前回会合での議論を受けまして、現状とりまとめ（案）について事務局のほうで作成していただきましたので、こちらについて御説明をいただいた上で、それに関して質疑を行いたいと思います。

ということで、御説明のほうよろしく願いします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 曾我部座長、ありがとうございます。それでは、資料1につきまして、事務局より説明させていただきます。

まず、資料1の表紙、目次を御覧ください。全体の構成について、まず御説明申し上げます。こちらは曾我部座長からもありましたように、前回会合において御議論いただきましたとりまとめ骨子をベースに作成しているものでございまして、その構成についても基本的に踏襲しております。

大きく3つの章から成り立っておりまして、大きい1番がインターネット上の海賊版サ

イトをめぐる状況。大きい2番として海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題。大きい2番については、2-1、政策メニューの進捗状況の把握という点で、総務省の海賊版対策に関する政策メニューの進捗状況についての記述、また2-2においては、政策メニュー以外の取組に関する現状と課題等ということで記載をしております。

2現状と課題を受けまして、3今後の取組の方向性でございます。3-1においては、政策メニューに関する今後の取組の方向性について記述をしております、3-2において、政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性という点で記載をしております。

内容につきまして説明させていただきます。こちらも、これまでの会合において、構成員の皆様にご議論、御発表いただいた内容、あるいはオブザーバーの皆様、あるいは関係の実務者の方々から御発表いただきました内容を、事務局においてまとめさせていただいたところをごさいます、内容的にはもう既に触れたものでありますので、御案内のところも多かろうかと思っておりますけれども、いま一度総括の意味も含めまして、簡単に説明をさしあげたいと思っております。

まず1ページ目、インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況でございます。まず前提の認識としましては、昨今のスマートフォンの普及等に伴って様々なデータが流通している中で、海賊版サイトによって権利者の利益が損なわれるような状況というのが、引き続き大きな社会問題となっているという点を述べております。

また、今般の本検討会における検討では、これまでの状況の変化等を踏まえて、海賊版対策の取組の方向性について検討することとしたという経緯を記載しております。

(1)におきましては、政府における海賊版対策の取組状況について記載をしております、こちらは本検討会におけるとりまとめ、第4回までの検討をまとめた報告書も踏まえた上で、総務省において政策メニューを策定した点について述べておまして、また2ページにおきましては、政府全体の取組としても、インターネット上の海賊版対策に関する検討会議等の議論を踏まえた、総合的な各省庁にまたがるような取組というところ、総合的対策メニューについて取りまとめ、その後更新が行われた点について記載をしております。

3ページ目は、その概要資料、参考でございます。

4ページ目にお移りください。(2)海賊版サイトの被害状況です。こちらについて、ABJ様から、また漫画家協会様から、本検討会において御発表いただきました内容についてまとめたものでございます。

まず海賊版サイトのアクセス数の動向につきましては、2021年の海賊版サイトアクセス数上位10サイトが4億アクセスを超えたということで、非常に大きいアクセスを集めていたという状況について記載をしております。

その後、出版各社や政府と連携した取組によって、トップ3サイトのうち著名なサイトであるとか、その後もそのほかのサイトが閉鎖されたというところについて概要を記載しておりますが、そのサイトが閉鎖された後も、状況としてはやはり海賊版サイト、類似のドメインを取得した後継サイトや模倣サイトが多数立ち上げられており、そうしたサイトにおいて著しくアクセス数が増加するなど、こうしたサイトの動向については予断を許さない状況となっており、海賊版サイトへの対策を引き続き講ずる必要があるという点について状況を説明しております。

②海賊版サイトによる被害の動向につきましては、まず市場全体の動向を記載しつつ、こうした海賊版サイトへのアクセスによる「タダ読みされた金額」について御発表いただいた内容を記載しております。

また、海賊版サイトにおける被害の傾向として、電子のみによって活躍されている新人作家に、特に深刻なダメージを与えると指摘があった点についても紹介をしております。

③においては、これもABJ様に御発表いただきました海賊版サイトの運営主体に関する動向というところで、ベトナムに運営拠点を置くと推測される海賊版サイトの影響が大きいという傾向について記載をしております。

④海賊版サイトの形態・態様につきましては、かつてはダウンロード型が主流であったものの、現在はオンラインリーディング型が主流であるということについて、また海賊版サイトの特徴としては、本人確認の必要がないCDNや、そうしたインターネット資源を悪用しているのではないかという点についての指摘を記載しております。

6ページ、7ページ、8ページにつきましては、今申し上げた点についての資料の引用でございました。

9ページ目にお移りください。民間団体における取組というところで、こちらはABJ様及びセーフティーインターネット協会様から御発表いただきました内容について記載をしているところでございます。

ABJ様におけるお取組についてと、また海賊版サイト撲滅に向けた出版・通信・IT等、コンテンツとインターネットに関わる事業者の皆様が自発的に参集・協力して実施されている海賊版対策実務者意見交換会について、その活動の概要について記載をしているとこ

ろでございます。

10ページにお移りください。大きい2番、海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題でございます。今1番において述べました海賊版サイトの被害状況を踏まえて、政府や権利者、関係事業者において取り組まれてきました内容について、本検討会においてヒアリング等を行った内容を記載しているところでございます。またこうした対応について、海賊版サイトによる著作権侵害について、海賊版サイトの運営に関するエコシステム全体に関する多角的な分析・検討が重要であるという点を踏まえまして、追加的に、政策メニューに掲載された取組以外にも、広告出稿の抑制、CDNサービスにおけるキャッシュの削除、検索結果から海賊版サイトへの流入の抑制に着目し、そこについて関係事業者、関係事業者団体からヒアリングを行った、その概要についても大きい2番で述べているところです。

2-1、政策メニューの進捗状況の把握についてです。こちら、総務省の政策メニューは大きく4つのポイントがございますけれども、まず(1)ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、(2)セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進、(3)発信者情報開示に関する取組、(4)海賊版対策に向けた国際連携の推進という点について記載をしております。

まず(1)ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動についてですけれども、①から③におきまして、総務省及び関係事業者団体の皆様、関係省庁と連携して、著作権侵害に対する普及啓発活動を行ってまいりました。その活動の概要について記載をしているところでございます。

(2)セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進、11ページの下でございます。こちらにおける取組としまして、12ページにおきまして、まずその前提となるユーザ調査の概要について記載をしております。本調査におきましては、まずその海賊版サイトには、多くの一般ユーザの方はアクセスしたくないということを考えていらっしゃる、その傾向について記載しておりまして、また、セキュリティソフトなど警告画面の表示がされた場合には、有効であろうというふうに考える方が多かったという結果をまとめているものでございます。

13ページの②セキュリティ対策ソフトへのアクセス抑止方策の促進につきまして、そうした調査の結果を踏まえて、セキュリティ事業者の皆様と実務者検討会を開催してまいりました。その内容について記載をしております。

14ページの③におきましては、そうした実務者検討会における事業者の皆様へのこうし

た機能の導入について、トレンドマイクロ様から自社における分析結果について御発表いただきました内容について記載をしております。こちらでは、新しく警告表示の対象に漫画の海賊版サイトのリストを追加したところ、警告表示数が大きく増加した、また1ユーザ当たりのアクセス回数の分布については、中央値が1、ほとんどのユーザが1回のみアクセスしていたという点を記載しているところでございます。

15ページは、その際の資料の引用でございませう。

16ページにお移りください。(3) 発信者情報開示に関する取組でございませう。現在の日本の発信者情報開示の制度においては、開示を求める場合、国際送達でも数か月かかるという指摘があったところではございませう。これに関連して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律が昨年4月に成立し、今般この10月1日から施行される予定となっております。本改正によって、新しい裁判手続(非訟手続)の創設をするなど制度的見直しが行われたことによつて、海外企業に対しても、EMS等での申立書の送付により簡易な申立てが可能になるという点で、迅速化が期待されるところでございませう。その概要について記載をしております。

(4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進について、①国際的な場(ICANN等)における議論の推進についてです。こちらは、前回骨子でお示しした内容からアップデートがある箇所ではございませう。まず、ICANN70から73における総務省から政府諮問組織、GACにおいてインプットしてございました内容について、海賊版サイトが継続的に運営する者が用いる手法として、レジストラホッピングやドメインホッピング等があるといったことの紹介、問題提起というところ、レジストリ、レジストラに対してICANNとの契約遵守を徹底するための方策や、ICANN内の他組織と連携した対策の検討などを提案したという点について記載をしております。

ICANN74が先月終了いたしまして、その結果というのが新しく記載している箇所ではございませう。この会合においてはDFFTの考え方の下、不正利用されたドメインの移転が頻繁に行われていること、不正利用が行われているドメイン名の登録が数社の特定のレジストラに集中していることなどを紹介して、レジストラが収集するレジストラントの情報の正確性の確保や、ICANNによる監査の必要性と、この在り方について提案を行ったというところを記載をしております。

その他、この点におきましては、個別の働きかけやG7におけるマルチの会合について記載をしております。

18ページにお移りください。②二国間における議論の推進という点につきましても、総務省において実施しております二国間会合等の場において、タイミングをとらまえて、随時意見交換等、働きかけ等を行ってまいりました、その概要を記載しているところでございます。

18ページの2-2政策メニュー以外の取組に関する現状、課題等についてです。

(1) 広告に関する現状、課題等につきまして、海賊版サイトの収入源となる広告の掲出について、サイトの収入減を断つために出稿抑制が有効ではないかということを前提に、関連する事業者団体にヒアリングを行ったその結果について、①以下で述べているところです。

19ページにおいては、ABJ様に御発表いただいた、海賊版サイトには不法行為をいとわない、海外の広告事業者の広告のみが表示されている状況について言及いただいた内容を記載しております、(ii)では、JIAA様に御発表いただきました、業界団体における海賊版サイトへの広告出稿・配信の抑制のお取組について記載をしております。

(ア) 広告出稿・配信抑止の取組、20ページの(イ) 自主ガイドラインの策定、(ウ) ガイドライン遵守に関する自主認証制度と、これまでの取組について御発表いただいている内容を、前回会合における御発表を踏まえまして記載しております。

21ページの(エ) 広告関連の今後の課題につきましても、御発表いただきました内容を記載しているところでございます。

(2) のCDNサービスに関する現状、課題等についてです。こちらについても著作権侵害コンテンツの流通を容易にするためにCDNサービスが利用されている。その一定要件下でキャッシュの削除や不正利用の抑制が有効ではないかという前提の下、関係事業者にヒアリングを行った結果について記載をしております。

①インターネット空間におけるCDN一般の役割につきましては、CDNというのが、技術的にはインターネットを支える上で不可欠な技術であるという点、またCDNのサービスの特徴として、取り扱うデータの単位がファイル単位であること等について、御説明いただいた内容を記載しているところでございます。

②海賊版サイトにおけるCDNサービスの利用状況につきましては、こうした技術的にインターネット上のコンテンツの流通を円滑化する上で重要なCDNが海賊版サイトに使われると、どのような効果をもたらすのかという点について御発表いただいた内容について、記載しているところであります。

海賊版サイトがCDNサービスを利用するメリットとしては、オリジンサーバの送信するデータ量を減らすことができること、閲覧者のアクセス速度を速くすることができること、オリジンサーバのIPアドレスを外から見えなくすることなどがあるという指摘でございました。また、これによって海賊版サイトの運営者はコストの削減等の効果を得ながら、海賊版サイトの運営を可能にしているというところではあります。

また、この御指摘の中では、海賊版サイトの月間アクセス数トップ10のうち9サイトがクラウドフレア、特定の者のサービスを利用していたという指摘についても、こちらで紹介しております。さらにそのクラウドフレアにおいて、Abuse Reportの窓口において問合せを行ったところ、不正確な情報しか返ってこないのではないかという御指摘をいただいた内容を記載しているところでございます。

23ページの③CDN業者ヒアリング結果につきましては、アカマイテクノロジーズ様に御発表いただきました、自社における著作権侵害コンテンツへの対応状況についての御説明、また、24ページに(ii)クラウドフレア様からの資料の内容について記載をしているところでございます。

④におきましては、CDN事業者の利用規約における対応の比較というところで、事務局において、各社の状況、利用規約等についての比較の表を作成したものを掲載しているところでございます。

25ページの(3)検索サービスに関する現状、課題等につきましては、海賊版サイト、特に新興の海賊版サイトにおいては、アクセスの足がかりになる検索サイトにおける対応というのが重要であります。その前提の下、関係する事業者に対してヒアリングを行った結果について記載しているところです。

26ページにおいては、まず海賊版サイトへの検索サイトからの流入状況について御発表いただきました内容を記載しておりまして、今申し上げたように、新興のサイト、成長段階のサイトに対しては、検索エンジンからの流入が大きく寄与しているという指摘について、主に記載しているところです。

②検索事業者ヒアリング結果につきましては、27ページ以降、ヤフー株式会社様における自主的なドメイン単位での削除に関する基準の策定と、その非表示措置の取組についての記載をしております。

また前回会合において、もともとあったサイトがドメインホッピングした場合のサイトのお取組についても、御提供いただきました参考資料に基づいてアップデートを行って



るところでございます。

28ページの(ii) Google様におけるお取組状況についての記載です。こちらについても、Google様において行っていたURLベースでの海賊版サイトと著作権侵害サイトに関する検索結果からの削除について御発表いただいた内容を記載しておりまして、また、その大量のリクエストについては、一部TCRPと呼ばれるプログラムによって機械的に削除申請が可能になるというところについて御説明いただいた内容を記載しております。

さらに29ページにおきましては、前回会合において御発表いただきました出版権利者との間の個別の検討状況について、サイトのドメイン単位での検索からの削除について、当事者間において合意されたところについて、御報告を記載しております。

(4) その他の論点につきまして、こちらは第5回検討会において日本漫画家協会様から御発表いただきました、海賊版サイトの抑止に当たっては、正規版のデジタルコンテンツの流通促進が海賊版対策においては重要ではないかという指摘、また②において、サイトブロッキングについては、通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があり、国民の生活に直接影響するサイトブロッキングに対して、漫画家の権利を守るために導入するという点の違和感を述べられた内容について、記載をしております。

31ページにお移りください。大きい3番、今後の取組の方向性についてでございます。こちらにも構成員の皆様に御議論いただいた内容等を踏まえまして記載しているところがございます。骨子においてもその概要について既にお示しした内容ではございます。

まずリード文の部分でありますけれども、出版権利者、民間事業者、事業者団体などの取組により、特にアクセスを集めていた海賊版サイトが一部閉鎖するなど、海賊版サイトへのアクセス抑止に一定の成果が見られるところでもあります。しかしその一方で、後継サイトや模倣サイトが引き続き多数存在しており、大量のアクセスを集める海賊版サイトが再度登場し隆盛するおそれがある。海賊版サイトへのアクセスを一層効果的に抑制するに当たっては、海賊版サイトへの著作権侵害について、海賊版サイトの運営の目的や用いる手段、コンテンツ流通の経路などを含めた、海賊版サイトの運営に関するエコシステム全体に関する多角的な分析・検討が重要であるという点を述べておるところです。

また、今後、海賊版サイトの被害状況及び海賊版サイト対策の取組の進捗状況について定期的にフォローアップを行うということ、また、その海賊版サイト対策の取組の効果検証を行うことが必要であるという点、海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に留意して進める必要があると

いう点を記載してございます。

3-1、政策メニューに関する今後の取組の方向性について、以下細かく記載をしているところがございます。政策メニューに関する取組につきましては、総務省において海賊版サイトへのアクセス抑止を図るために、後述のとおり、政策メニューに記載された業界をまたぐ関係者間の協議や普及啓発の取組、端末における警告表示の取組を継続・改善する必要があるという点を述べております。

(1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動につきまして、啓発活動においては、御議論いただいた内容といたしまして、違法アップロードされたサイトを閲覧することが犯罪行為の助長に当たるという点も、併せて周知することが有効であるという点を述べておるところです。

32ページにお移りください。(2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進につきまして、ライトユーザが海賊版サイトにアクセスしようとする際に、自覚せずにアクセスすることを防ぐ観点から、引き続き、セキュリティ対策ソフトによる警告表示の取組を行うことが必要であるという点を述べておまして、また、この警告表示の取組について、機能としてまだ導入されていない事業者の方に対しての働きかけが求められるという点を述べております。

また、その前提となるセキュリティ対策ソフトによる警告に関するユーザの受容度に関する意識調査や、これがどの程度その海賊版サイトへのアクセスを思いとどまるのに貢献したか等について、引き続き効果検証を行う必要があるという点を述べております。

(3) 発信者情報開示に関する取組につきましては、改正されましたプロバイダ責任制限法に基づいて、関係事業者団体と連携した上で、施行に向けた連携周知を総務省は行っていく必要があるという点を述べております。

(4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進におきましては、引き続き既存の海賊版サイトを削除して新しいドメインを取得する、ドメインホッピングを行うという点について、このICANNにおける課題の提起、働きかけを引き続き行う必要があるという点について、記載をしております。

また、海賊版サイトの多くが国外にサーバが設置されているというところを踏まえまして、摘発に向けた協力や運営防止に向けたプロバイダ間の協力を促す観点から、総務省としても関係省庁や関係団体、関係事業者と連携して、二国間協議やマルチの会合、IGF等の会合の場を捉えて協議を行う必要があるという点を記載しております。

3-2、政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性についてです。こちらは、既に述べておりましたような海賊版サイトについて、政策メニュー以外の取組について御発表いただいた内容等を踏まえた今後の方針について記載をしているところです。

(1) 広告に関する今後の取組の方向性につきまして、JIAA様に御発表いただいた内容も踏まえまして、引き続き、リストの作成と業界団体を通じたリストの共有、広告出稿・配信の停止の取組を行うことが重要であるという点、また、今も海賊版サイトに表示され続けている、いわゆるアングラな広告についての実態把握の必要性について述べているところです。

34ページの(2) CDNサービスに関する今後の取組の方向性におきましては、CDNサービス自体はインターネットの安定的な運用に不可欠であるが、海賊版サイトへの集中的なアクセスを可能にするCDNサービスという点について、これによって新興サイト等が設備投資を経ずに急速に成長することを可能にしていると指摘があることについて述べつつ、CDNサービスにおける利用規約などにおける著作権侵害目的での利用の禁止や、サービスの利用目的の確認や、利用規約違反が明らかになった場合のキャッシュの削除やサービス停止の仕組みの確実な実施など、CDNサービスによる自社サービスが著作権侵害に悪用されることを防止するための取組が着実に図られるよう促すことの必要性について記述をしております。

また、それを全体の一般論として述べつつ、海賊版サイトについて、10サイト中9サイトが特定の者、クラウドフレア社のサービスを利用しているという指摘を踏まえて、同社において適切なキャッシュの削除やアカウント停止の仕組み、権利侵害を行った者に関する適切な情報開示といった対応を促す必要があるのではないかという点を述べております。

また、同社においては、不正利用の対応が不十分であるという指摘を踏まえて、利用規約に基づく対応が適切に行われているか、そうした権利者や第三者からの要請等に対する違反申請受付の態勢や運用、その結果について適切な説明を行う必要があるという点を述べております。

またこの点は、「ただし」のところでも述べておりますとおり、CDNサービスの海賊版サイトへの悪用防止を促すに当たっては、通信の秘密の保護や検閲の禁止の規定に留意して進める必要があるという点も述べております。

(3) 検索サービスに関する今後の取組の方向性につきましては、海賊版サイトへの検索サービスからの流入について、特に新興の海賊版サイトが検索サービスから流入しやすい

いことも踏まえ、検索事業者と出版権利者の両者の協議において定められた手続によって非表示にする取組について、継続・改善する必要があるという点を述べておりました、また、これらの取組について継続的に協議を行うということ、その効果が十分発揮されているか、継続的に把握、検証することが重要であるという点を述べております。

留意といたしまして、検索サービスが有する情報流通基盤としての側面や、表現の自由の保護、検閲の禁止の規定に留意して進める必要があるという点も述べております。

(4) その他の論点に関する今後の取組の方向性につきましても、ユーザが海賊版サイトにアクセスするインセンティブを失わせるという観点や、海賊版サイトのユーザが潜在的な正規版のユーザであるという観点からも、業界全体として、正規版の流通の促進について一層促すことが有用であるというふうに述べておりました、また海賊版サイト対策の取組を行うに当たって、サイトブロッキングは通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘を踏まえ、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要があるという点を述べておるところでございます。

以上で全体の説明となっております、あとは本検討会における構成や開催状況についての参考資料をつけているところでございます。

以上、事務局からの説明でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。そうしましたら、ただいま御説明いただいた内容につきまして、構成員の皆様方から御意見、あるいは質問等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。こちらはチャットで御発言希望をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。いかがですか。

私が1つお伺いしたいのは、ICANN等における議論の促進、推進というところで、国際的な場での取組という記述が何か所か出てきます。例えばこの17ページとかですか。こちらについては、こういうことを提案したとかいう記載ですけれども、何らか見通しみたいなものは、現状語れることがおありでしょうか。

**【池田消費者行政第二課課長補佐】** 曾我部座長、ありがとうございます。こちらの点については、ICANNにおいては、DNS等のドメインのインターネット資源の悪用について、著作権侵害以外でも行われているという現状がありまして、そうした著作権侵害に限らない不正利用全体について、ICANNとして対処をしていかなければならないといった認識について、関係者の間において醸成されつつある状況であるというふうに、担当のほうからは聞いているところでございます。

【曾我部座長】 ですから、ちょっとまだ具体化はしていないけれども、そういう機運が醸成されつつあるということかなとお伺いしました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。では、森先生、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。すごく多岐にわたる議論でしたけれども、遺漏なくいろんなことを盛り込んでいただいたと思っています。割としっかり方針について、具体的な中身、固有名詞も出して、具体的にどうするかということもはっきりお示しいただいているのではないかと思います。

法的責任に関することを書いていただいたほうがいいのではないのでしょうかと前回申し上げて、脚注にもそれをしっかり入れていただいて、海賊版サイトに広告を掲出する広告事業者の責任を脚注33に入れていただいて、検索サービスで削除要請に応じない場合の話は脚注46に入れていただきました。こうやって書いておくと、何となく一定の人の間では衆知のこととして共有されているかもしれませんが、知らない方ももちろんいらっしゃるわけで、特にこの33なんかそうだと思います。

今、脚注33を出していただいていたけれども、もう海賊版サイトに広告を出すと、それは損害賠償請求を受けるのだと。これについては、私は結論も書いていただいたほうがいいと思っていて、1,100万円の損害賠償請求の認容額というのは、報道では請求金額の全額であるということになっていますので、普通に考えればもっと行く可能性もあったということなのですよね。ですので、こういったことをしっかり書いていただいたのはよかったのではないかと思います。

全体としてやっぱり海賊版サイトをつくって配信することと、それを見ることが、どういう意味を持っているのかということを知っていただくことはすごく重要で、見ているほうは何となく見ているわけです。無料で見られていいということで。しかしながら、それをアップロードする行為は犯罪であって、これも実刑判決が出ていて、さらに言うと、そこに広告を貼って収益を得るといふ広告事業者の行為も民事上違法である。

さらには検索で削除しなかったら、これはそこそこの確率で違法になりますよと、そういったことが伝わると、やはり海賊版サイトをアップロードして運営すること全体の違法性というのがしっかり伝わって、そうか、何となく見ていたけど、これはすごく駄目だったんだなということが分かってもらえるのではないかと思います。

そういう意味でも、これを入れていただいたことはよかったなと思いますし、私としては脚注の33にその結果も書いていただいて、1,100万円全額の損害賠償請求が認容された

というふうに書いていただいてもいいのではないかと思います。報道もされていますし、詳細についてもいろんなウェブサイトで書かれていますので、結論を書いていただいてもいいのではないかなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。今御修正を御提案いただいたのは、18ページの注の33ですね。

【森構成員】 はい。

【曾我部座長】 こちらについて、判決内容も記載したほうがいいのではないかなということですね。

【森構成員】 そうですね。広告代理店が損害賠償責任を負うこととなったというふうに書いていただいてもいいのではないかな。

【曾我部座長】 そうですね。私もそのほうがいいと思いますけれども、事務局のほうで特に支障ってないですよ。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 高裁において争われた判決であると承知しております。判決自体が出た、その内容について紹介するということであれば、記載できるかと考えております。事件自体はまだ今後争われる状態かどうか、確定しているかということ承知していませんが、この記載しております事件番号についての概要を記載するという形で対応させていただきたいと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ではその点について御修正をお願いするということと、あとついでに、判決の表示として年月日で書くのが多分普通かなと思うので、知財高裁の令和4年、あれはいつでしたっけ、事件番号を書いていただいてもいいのですが、年月日も併せて書いていただくと分かりやすいかなと思いますので、併せてそちらもお願いします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 御指摘ありがとうございます。

【曾我部座長】 そのほかいかがでしょうか。あるいはこの機会に、修正とかそういうことでもなくて、全体的な御所見、御感想みたいなものでも結構かと思いますが、いかがでしょうか。何かこの検討会で新しく新規のものを御提案したということよりは、現状の取りまとめということ。

すみません、長田先生、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田です。もう本当に感想になりますけれど

も、よくまとめていただいていると思います。普通の人でも、ああ、国際的にもこういう動きがあるのだとか、法律もこうなったんだとかといろんなことが分かると思いますので、いい取りまとめだと思っています。

それでその上で、やっぱり先ほど森先生のお話にもありましたけれども、アクセスをしない、海賊版へのアクセスをしちゃいけないということを、とにかくずっと諦めずに伝えていって、新たな海賊版サイトができて日本はアクセスしませんというふうになるぐらいに、理解を積み重ねていくことが大切だなと思っておりまして、全然この対策は終わらないとは思いますが、諦めずにみんなで頑張っていくしかないかなと思っています。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。おっしゃるとおりかなと思います。

森先生、お願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。お時間があるようなので。これはやっぱり前回検討から、前年度というのですか、今回の間にも、いろんなことがあったなと思っていて、1つはCDNが非常にクローズアップされた。

特にクラウドフレアに負荷分散が集中しているということについて、ある種原因というか、どこがどうなっているのかということは明確になって、かつCDNに対して出版社からの提訴もされたというようなこともはっきりしましたし、あとまた、配信方法においてドメインホッピングみたいなことが行われるという、ちょっと前とは違う作戦で海賊版サイト側もやってきていることも明らかになりましたし、先ほどの広告事業者の責任が裁判所ではっきりしたということも明らかになりましたし、随分ばたばたと状況の変わる話だなと思っておりまして、あとは海外送達の件も、海外事業者の登録みたいなことも一方で進んでいまして、かなりばたばたいろんなことが変わっていくところだなと思っていますので、例えば出版社のクラウドフレアに対する訴訟も、これに勝訴すればかなり状況がまた変わると思います。

ですので、今の対策というのは非常に広い範囲で、できることはもうほぼかなりやり尽くしているという感じになっていますけど、状況が随分変わりますので、それについてはまた経過的に観察をしていただいて、対策が機能しているかどうかみたいなことを、ぜひこの検討会でまた教えていただいて、そこでみんなで新しい状況に対応した対策を考えるということ、ぜひともやっていただきたいと思っています。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。それはおっしゃるとおりで、先ほどちょっと申し上げかけたことですが、この検討会で何か全く新規のことを御提案するというよりは、各方面でのお取組を可視化して、かつ公開の場でこういうものを取り上げることによって、事業者間の協議を促進したり、あるいは共通認識を高めたりとか、そういう意義が今回あったのかなと思ってまして、そういう意味では状況がどんどん変わっていく中で、定期的にフォローアップするという記述も、この31ページのところがございますので、そういうつもりで取りまとめをしているというようなことかなと私も思っておりまして、そういう意味では森先生がおっしゃるとおりかなと私も思っております。

ということで、上沼先生、お願いできますでしょうか。

**【上沼構成員】** まさに今、31ページの今後の取組のところがとても重要だなということをお伝えしたくて発言を求めたところでした。前回からの状況変化も踏まえて、今回、いろんな各方面に対する目配りを網羅していただいていると思っております。いろいろな対策の中で、実効性が高いものとか低いものとかあると思うので、そういうリソースの配分の観点からも、このフォローアップのところは非常に重要だなということをちょっとお伝えしたかったです。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。全く同感でございます。

そのほかいかがでしょうか。

**【江崎座長代理】** 江崎ですけどよろしいですか。

**【曾我部座長】** お願いします。

**【江崎座長代理】** もう皆さんおっしゃっていたとおり、アップデートがしっかりできているというのはすばらしいことだと思いますし、前回も少し申し上げましたけれども、来年は、IGF、それからG7等があつて、ここでこの海賊版サイトに関する議論って、マルチステークホルダーで政府がちゃんとリーダーシップを取り、非常にうまく動いているというものかと思っておりますので、これはやっぱり海賊版サイトだけに限らず、こういう取組のやり方で問題を、まだ完全に解決していないけれども、しっかりと関係者でのコンセンサスを取りながら改善する方向がつくれているというようなことを、上手に、グローバル、特にアジアに対して発信するのがとても重要かなというふうに思います。

事務局の方の作業には本当に敬意を表しつつ、ぜひそういう方向を次につなげられれば



いいのではないかなと思いました。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。これは江崎先生からは以前も、英語にして発信すべきだという意見もいただいていたかと思いますが、そういう最適な場でも発信していくのは大変重要なことかなと思っています。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

特にこれ以上御意見がないようでしたら、先ほど森先生のほうからございました、18ページの注の33の判決への記載について修正をするということにさせていただきたいと思います。ちょっと具体的な書きぶりについては御一任いただきたいということと、その他細かい「てにをは」等、細部の修正というのは若干あるかなと思いますので、その辺りも含めて私のほうに御一任をいただきたいと思いますけれども、皆様方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、ほぼほぼ現在のところで確定するというので、あと、細部については修正させていただくことにしたいと思います。その上で意見募集手続にかけまして、広く御意見を伺うことにしたいと思いますので、事務局におかれましては御準備のほうよろしく願いいたします。

ということで、議事については以上でございまして、最後に、本日は木村電気通信事業部長から御挨拶をいただけるということですので、木村さんをお願いしたいと思います。お願いします。

【木村電気通信事業部長】 曾我部座長をはじめとしまして、構成員の先生方、またオブザーバーの皆様におかれましては、本日も御多用の中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。本検討会の構成員の皆様方には、大変お忙しい中、毎回幅広い関係者からのヒアリングと精力的な御議論をいただきまして、その結果を取りまとめたことにより心より感謝申し上げます。

この現状とりまとめ(案)におきまして、総務省の政策メニュー、あるいは関係事業者における取組の進捗を御確認いただくとともに、より実効的な取組を実施するため、海賊版サイトを支えるエコシステム全体に着目した対策の検討をいただきました。総務省としましては、本とりまとめを十分に踏まえまして、表現の自由や通信の秘密、検閲の禁止といった規定にも十分留意しつつ、一層実効的な海賊版対策を産官学民一体で取り組んでまいりたいと思います。

構成員の先生方には、今後とも引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【曾我部座長】 木村部長、どうもありがとうございました。

そうしましたら、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 曾我部座長、ありがとうございます。先ほど曾我部座長より御説明いただきましたとおり、現状とりまとめ（案）につきましては、修正について実施し、速やかに座長に御確認いただいた上で、事務局において意見募集手続を行ってまいります。また、その意見募集手続の結果等を踏まえまして、次回会合につきまして、別途事務局から御案内をいたします。

連絡は以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしましたので、これにてインターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の第9回会合を終了とさせていただきます。

本日は皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

以上